

議案第9号

令和5年度八潮南部東一体型特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度八潮南部東一体型特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和6年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 区画整理費	街路築造及び舗装新設工事費	千円 10,005
2 事業費	1 区画整理費	造成工事費	8,944
2 事業費	1 区画整理費	家屋移転補償費	35,946